



東京都

令和7年度  
訪問介護採用応援事業

# 資格を取って、 訪問介護の 仕事を はじめませんか？



## 訪問介護とは…

在宅での生活が可能な高齢者等の自宅を訪問し、掃除、洗濯、調理等の生活援助や身体介護のサービスを行います。

## 事業内容

訪問介護事業所で介護の仕事に就きながら、勤務時間内に研修を受講し、資格取得を目指します。

## 対象者

令和7年11月1日までに訪問介護業務への就労を希望する方

※訪問介護業務の経験がある方は対象外です。

## 受講対象研修

無資格の方 → 介護職員初任者研修

※受講は必須です。

介護職員初任者研修等修了者の方 → 実務者研修

※受講するかどうか選択ができます。

詳細は裏面で  
チェック！

## ポイント

- ① 介護の仕事が初めて（無資格）の方でもOK
- ② 最大6か月間の有期雇用契約を締結
- ③ 研修受講料負担なし！  
就業時間内に研修を受講。  
その間も給与支払いあり。
- ④ 事業者と合意があれば継続雇用も可能！
- ⑤ 週20時間未満の雇用形態は副業も可能



社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

**東京都福祉人材センター**（介護人材担当）

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター 7階

**東京都福祉人材センターホームページ**

<https://www.tcswhvac.or.jp/jinzai/>

お問合せ先

**TEL 03-5211-2910**

※本事業の詳細はホームページで  
ご確認いただけます。

フクシロウ

検索



応募方法は裏面をご確認ください。

# 利用の流れ



求人サイトや  
チラシを見ての  
直接応募もOK!

1

## ●人材センター から応募



人材センターのホームページに、対象となる事業者の一覧を掲載しています。

応募希望の事業所へ直接ご連絡ください。

## ●ハローワーク から応募

お近くのハローワークまたはハローワークインターネットサービスを利用して応募できます。対象となる事業所の求人票には「**東京都訪問介護採用応援事業**」と記載があります。



2

## 事業者と有期雇用契約を締結

3

## 介護労働に従事／研修を受講

4

## 有期雇用契約期間終了

事業者と合意で継続雇用へ



# 訪問介護採用応援事業で目指せる資格

## ● 介護職員初任者研修

## ● 実務者研修

本事業は、現在お持ちの資格によって受講できる研修が異なります。

### 無資格の方 → 介護職員初任者研修



- 利用者の身体に直接触れる身体介護業務や生活援助業務など  
介護職員の基本を学べます
- 研修時間 約130時間

### 初任者研修等修了者の方 → 実務者研修



- 介護福祉士国家試験の受験資格です
- 研修時間 約450時間(介護職員初任者研修があれば320時間)

※本事業利用期間中に受講できる研修は1つまでです。

※本事業期間中は研修受講料の自己負担はありません。事業期間内に資格取得できなかった場合、事業期間外の継続受講及び補講等については、事業者と相談してください。